

5 国際連合安全保障理事会決議六六五

(一九九〇)

採 択 一九九〇年八月二十五日(安保理第二九三八回
会合)

軍事参謀委員会の機構を適切に利用して行動を調整すること、及び、事務総長と協議した後、安全保障理事会及び決議六六一(一九九〇)に基づいて同決議の履行状況を監視するため設立された委員会に報告書を提出するよう要請する。

五 この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

安全保障理事会は、

決議六六〇(一九九〇)、六六一(一九九〇)、六六二(一九九〇)及び六六四(一九九〇)を想起し、並びにその即時完全な履行を要求し、

決議六六一(一九九〇)において国際連合憲章第七章に基づき経済制裁を課すことを決定し、

加盟国の存在を脅かすイラクによるクウェイト占領に終止符を打ち、前記決議の速やかな履行によるクウェイトの正当政府並びに主権、独立及び領土保全を回復することを決意し、

イラクのクウェイト侵入による無辜の生命の損失を悼み、更なる損失を防止することを決意し、

イラクが決議六六〇(一九九〇)、六六二(一九九〇)及び六六四(一九九〇)の履行を拒否していること、及び、特にイラク政府が石油輸出にイラク旗船を使用していることに深い憂慮の念を抱いている、

一 クウェイト政府に協力して当該地域に海軍力を展開している加盟国に対し、出入りするすべての船舶の積み荷と目的地を検査し確認するためこれを停船させ、かつ決議六六一(一九九〇)に定められたそれらの船舶に関する規定の厳格な履行を確保するため、安全保障理事会の権威に基づき、具体的な状況に即した必要な措置をとるよう求める。

二 加盟国に対し、前記注文一に従って、決議六六一(一九九〇)の規定の履行を確保するため最大限の政治的外交的手段を活用して協力するよう呼びかける。

三 すべての国に対し、本決議注文一に述べられている国々から求められることあるべき援助を憲章に従って提供するよう要請する。

四 さらに、関係諸国に対し、本決議の前記諸項を達成するため

